

事業概要表

事業名称	地域集会施設改修費補助事業	事業種別	補助	担当部課	市民協働課	事務事業No.	4			
事業期間	平成22年度 ~ 平成 年度			記入者	岩瀬 一					
事業の経緯	町内会管理の地域集会施設については、その建設費の補助を行ってきた経緯があるが、平成22年度から補助対象を耐震診断と改修及び耐震補強とした。			根拠条例	西尾市地域集会施設改修費等補助金交付要綱					
				必須業務の有無	あり(施設の保全)					
事業目的・事業の位置づけ (首長公約、マニフェスト、総合計画、緊急度など)	第7次西尾市総合計画に掲げる「市民と行政がともに考え、行動するまちづくり」の基本目標における活発なコミュニティ活動の推進施策では、地域活動の推進は施策の柱の一つとなっている。当該補助金は地域住民自治活動の拠点である地域集会施設の補助であり、ハード面で地域活動を支援するものである。			これまでの成果	成果の内容	町内会が必要とする改修が行われたことにより、地域住民自治活動の拠点としての地域集会施設の利便性や安全性が高まった。				
					実績指標名	補助額				
事業概要 施設概要(規模、階数、建築年度など)	地域住民自治活動の拠点としている地域集会施設の改修等に要する経費に対し、補助金を交付する。 補助対象経費等 ○耐震診断 補助率:3分の1以内、補助金限度額:300千円 ○改修及び耐震補強 補助率:3分の1以内、補助金限度額:1施設につき1,000千円			対象者の状況	指標の推移	単位	H23実績	H24実績	H25見込	目標値(H26)
					千円	1,000	4,569	2,092	3,000	
【収入】	千円	H23実績	H24実績	H25見込	成果指標名	地域集会施設数				
	使用料・手数料				指標の推移	単位	H23実績	H24実績	H25見込	目標値(H26)
国支出金(補助率)					施設	1	5	3	6	
県支出金(補助率)					対象者名	町内会				
その他()					対象者の推移	単位	H23実績	H24実績	H25見込	目標値(H26)
収入合計	0	0	0		町内会数	398	398	400	400	
【支出】	千円	H23実績	H24実績	H25見込	将来の動向	昭和56年5月31日以前に着工された木造の地域集会施設の耐震診断と耐震補強工事を必要とする潜在件数は少なくないと思われる。				
	人件費	正規職員	従事人数(人)	0.01	0.02	0.01	民間委託	委託の現状(実施の有無、委託先、委託期間、選定手法など)	なし	
臨時・嘱託・再雇用職員		従事人数(人)				民間委託の受け皿		■なし □あり(具体的に:)		
人件費	人件費	70	140	70	市における類似事業	なし				
事業費(予算・決算上)	1,000	4,569	2,092		近隣市町の状況 全国の動向	○類似事業の有無 改修、耐震診断・耐震補強とともにあり・・・岡崎市、刈谷市、豊田市、安城市、知立市 改修(修繕・増改築を含む。)のみ・・・碧南市、高浜市、みよし市				
支出合計	1,070	4,709	2,162							
【収支】	千円	H23実績	H24実績	H25見込	国、県の補助金の動向	なし				
	一般財源充当額	1,070	4,709	2,162		廃止したときの影響	地元全額負担に伴う事業実施の遅延等が考えられ、地域集会施設を拠点とする地域住民活動における利便性・安全性の改善措置が遅れることが懸念される。			
対象者あたり一般財源充当額(円)	2,688	11,832	5,405		その他特記事項(公開事業診断にかけたい理由、議論して欲しい点、留意事項など)		耐震診断、改修及び耐震補強のいずれの事業も補助率は3分の1以内である。このことから、耐震診断と耐震補強事業については、改修事業に比べ補助事業者である町内会において合意形成が難しいのではないかと分析している。 したがって、地域活動の推進のほか、防災上の観点もある耐震診断と耐震補強工事について、その補助率を議論していただきたい。			
主な事業費 (H25見込)	事業名称	事業概要	事業費(円)							
	地域集会施設改修費補助事業	地域集会施設の改修(3件)	2,092,000							

西尾市地域集会施設改修費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西尾市補助金等交付規則（昭和62年西尾市規則第2号）に定めるもののほか、地域住民自治活動の拠点としている地域集会施設の改修等に要する経費に対し、補助金を交付するため必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象)

第2条 補助金の対象となる事業は、町内会が管理する地域集会施設の改修、耐震診断及び耐震補強で、申請年度中に完了見込の事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 国、県又は市他部署の補助対象となる事業
- (2) 申請前10年以内に地域集会施設建設費補助金及び本補助金を受けた施設
- (3) 公営住宅内に設置されているもの
- (4) 国、県、市、企業等が設置したもの
- (5) その他市長が不相当と認めたもの

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 改修 既存の地域集会施設の改装又は修繕をいう。
- (2) 耐震診断 昭和56年5月31日以前に着工された木造の地域集会施設の耐震診断をいう。
- (3) 耐震補強 前号の結果により地域集会施設を補強または改修する工事をいう。

(交付対象及び補助率等)

第4条 事業の内容、補助対象経費、補助率及び補助金限度額は、別表のとおりとする。ただし、予算の範囲内とする。

(交付申請の手続)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて補助を受けようとする年度の6月末までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合はその他の書類の提出を求めることができる。

- (1) 耐震診断の場合

- ア 見積書の写し
- イ 当該施設の建築年月日、構造等の分かる書類
- ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 改修及び耐震補強の場合

- ア 事業計画書（様式第2号）
- イ 収支予算書（様式第3号）
- ウ 建築物の位置図、配置図、平面図及び立面図
- エ 見積書の写し
- オ 2以上の町内会の連合組織の場合は、その旨の確認できる書類及び町内会加入者名簿
- カ 耐震診断結果通知書の写し（耐震補強の場合）
- キ その他市長が必要と認める書類

2 この補助金を受けて改修等しようとする施設に、目的外建築物（社務所、出荷所等）が含まれる場合においては、前項に定める書類の他に、次の書類を併せて提出するものとする。

- (1) 地域集会施設と目的外建築物の面積が対比できる図面
- (2) 地域集会施設と目的外建築物別の見積書
（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときはその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに当該申請者に補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。この場合において、補助金の交付に当たって必要があると認めるときは、条件を付することができる。

2 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の額が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（事業の着手）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後、当該決定に係る事業（以下「補助事業」という。）に着手するものとし、着手届（様式5号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- ア 契約書の写し
- イ 建築確認申請書の写し（建築確認申請が必要となる場合）

（事業内容の変更）

第8条 補助事業者が、補助事業の内容を変更し、又は事業を中止若しくは廃止

しようとするときは、事前に補助事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに補助金変更交付決定通知書（様式第7号）又は変更・中止・廃止承認書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告及び支払請求）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い時期までに実績報告書（様式第9号）に次の書類を添付し、併せて請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合はその他の書類の提出を求めることができる。

(1) 耐震診断の場合

- ア 耐震診断結果報告書写し及び補強等の工法を明示した書類の写し
- イ 補助金交付決定通知書の写し
- ウ 施工業者等の請求書の写し
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 改修及び耐震補強の場合

- ア 事業報告書（様式第2号）
- イ 収支決算書（様式第3号）
- ウ 補助金交付決定通知書の写し
- エ 施工業者等の請求書の写し
- オ 建築物検査済証の写し（建築物確認申請が必要となる改修等の場合）
- カ 事業完了写真（着手前写真を含む。）
- キ 耐震補強後の建物についての判定値（耐震補強の場合）
- ク その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第10条 市長は、請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けた者は、領収書（様式第11号）を速やかに会計管理者に提出しなければならない。

（指示等）

第11条 市長は、補助事業者に対し補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は調査することができる。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止したとき。
- (4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金執行に関し不正の行為があったとき。

(施設の保全)

第13条 補助金の交付を受けて改修又は耐震補強をした地域集会施設は、補助金交付年度から10年間はその目的以外に使用し、取り壊し、又は改造してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(帳簿等の整備及び保存)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにする諸帳簿を備え、その証拠書類を整備して、補助を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別 表

1 補助対象経費等

事業の内容	補 助 対 象 経 費	補 助 率	補 助 金 限 度 額
耐震診断	地域集会施設にかかるものに限る	3分の1以内	300千円
改修及び耐震補強	地域集会施設の改修、耐震補強に要する工事費で100万円以上 ただし、次の経費は除く (1) 目的外建築物（社務所・出荷所等）に要する経費 (2) 駐車場、フェンス、ブロック壁等建物外の経費及び建物外壁等の塗替のみ実施する場合の経費 (3) エアコン・カーテンの取付・取替、畳替や備品的要素の強い経費 (4) 下水道負担金、電話引込み負担金及びそれに類するもの (5) 解体工事や撤去費用、確認申請等に要する経費	3分の1以内	1施設につき 1,000千円

ただし、2以上の町内会の連合組織が建設した地域集会施設を改修又は耐震補強しようとする場合、その合計世帯数が300世帯を超えるときは、補助金限度額を下表のとおりとする。

合 計 世 帯 数				補 助 金 限 度 額	
301	世帯以上	400	世帯以下	1施設につき	1,500千円
401	〃	500	〃	〃	2,000千円
501	〃	600	〃	〃	2,500千円
601	〃	700	〃	〃	3,000千円
701	〃	800	〃	〃	3,500千円
801	〃	900	〃	〃	4,000千円

901	〃 1,000	〃	〃	4,500千円
	1,001世帯以上		〃	5,000千円

(注) 世帯数は、申請月の初日現在とする。

[様式第1号～様式第11号](#)